

# 国立大学法人滋賀大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

学長及び役員の勤勉手当については、業績評価の結果等を勘案し、経営協議会に諮った上で、支給割合を定めることができる。平成22年度においては第二期中期目標・中期計画に基づく取組みを順調に開始させたことにより、支給割合は良好(標準)とした。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・期末手当及び勤勉手当の支給割合を年間で0.15月分引き下げた。
- ・報酬月額を0.2%引き下げた。
- ・平成22年度に限り地域手当の支給率を3%から4%に改定した。

理事

- ・期末手当及び勤勉手当の支給割合を年間で0.15月分引き下げた。
- ・報酬月額を0.2%引き下げた。
- ・平成22年度に限り地域手当の支給率を3%から4%に改定した。

監事(非常勤)

常勤役員に準じて非常勤役員報酬を0.2%相当引き下げた。

### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	15,601	11,884	2,771	475(地域手当) 470(通勤手当)	4月1日		
A理事	14,328	10,072	3,581	402(地域手当) 272(通勤手当)	4月1日		
B理事	14,447	10,072	3,581	402(地域手当) 391(通勤手当)	4月1日		
C理事	13,483	10,072	2,348	402(地域手当) 660(通勤手当)	4月1日		
D理事	11,568	7,816	2,832	500(地域手当) 420(単身赴任手当)		3月30日	◇

A監事 (非常勤)	千円 2,598	千円 2,598	千円	千円 ( )	4月1日		
B監事 (非常勤)	千円 1,299	千円 1,299	千円	千円 ( )			

注1:「地域手当」とは、民間の賃金水準、物価水準等を考慮し支給されているものである。

注2:「前職」欄の記号について「◇」は、役員出向者を示すものである。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

### 3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	8,547 (58,746)	5 9 (37) (0)	22.3.31	—	増減なし。中期目標達成に向けて、担当領域における目標値を各理事に対して明確に指示するとともに、役員会を定期的に開催し、重要な事項について役員間の共有化を行うなど、精力的に学長としてその職務を遂行してきたが、財政状況等を勘案し、経営協議会に諮って判定した。	
理事A	5,040	4 0	22.3.31	—	増減なし。中期目標達成に向けて、地域貢献諸事業の効率的な連携体制の構築や電子図書館の機能の充実に精力的にその職務を遂行してきたが、財政状況等を勘案し、経営協議会に諮って判定した。	
監事 (非常勤)					該当なし	

注:学長については、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

業務の効率化を図り、業務内容・業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、多様な雇用形態の導入等により、人件費の抑制を図りつつ、適正な人件費の管理を行う。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国立大学法人法第35条及び独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、法人の業務実績及び社会一般の情勢に適合したものとなるように人事院勧告等を考慮し決定する。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等を考慮し、昇格、昇給及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
基本給月額(昇格)	勤務成績が良好な職員で昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。
基本給月額(昇給)	毎年1月1日に職員の勤務成績に応じて、最大8号給上位の号給に昇給させることができる。
勤勉手当(査定分)	基準日以前6箇月以内の期間における、勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

#### ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

- ・国家公務員に準じて中高年齢層(40歳台以上)が受ける基本給月額に限定して平均△0.1%引き下げた。
- ・国家公務員に準じて55歳を超える職員(一般職(一)5級以下及びこれに相当する級の職員を除く。)の基本給月額及び管理職手当を1.5%減額した。
- ・国家公務員に準じて期末・勤勉手当の年間支給割合を0.2月分引き下げた。
- ・平成22年度に限り暫定的に地域手当支給率を1%引き上げた。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	336	47.6	7,777	5,782	169	1,995
事務・技術	85	44.5	5,788	4,362	144	1,426
教育職種 (大学教員)	190	50.8	8,968	6,614	198	2,354
技能・労務職種	2					
教育職種(附属高校教員)	19	43.9	7,593	5,742	132	1,851
教育職種(附属義務教育学校教員)	37	39.4	6,430	4,869	108	1,561
その他医療職種(看護師)	2					
指定職種	1					

任期付職員	1					
教育職種 (外国人教師)	1					

再任用職員	1					
技能・労務職種	1					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員の「技能・労務職種」とは、自動車運転手を示す。

注3:常勤職員の「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員を示す。

注4:常勤職員の「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:常勤職員の「指定職種」とは、経済学部長を示す。

注6:常勤職員中の技能・労務職種、その他医療職種(看護師)、指定職種、任期付職員及び再任用職員については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載しない。

注7:常勤職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。

注8:在外職員については該当者がいないため省略した。

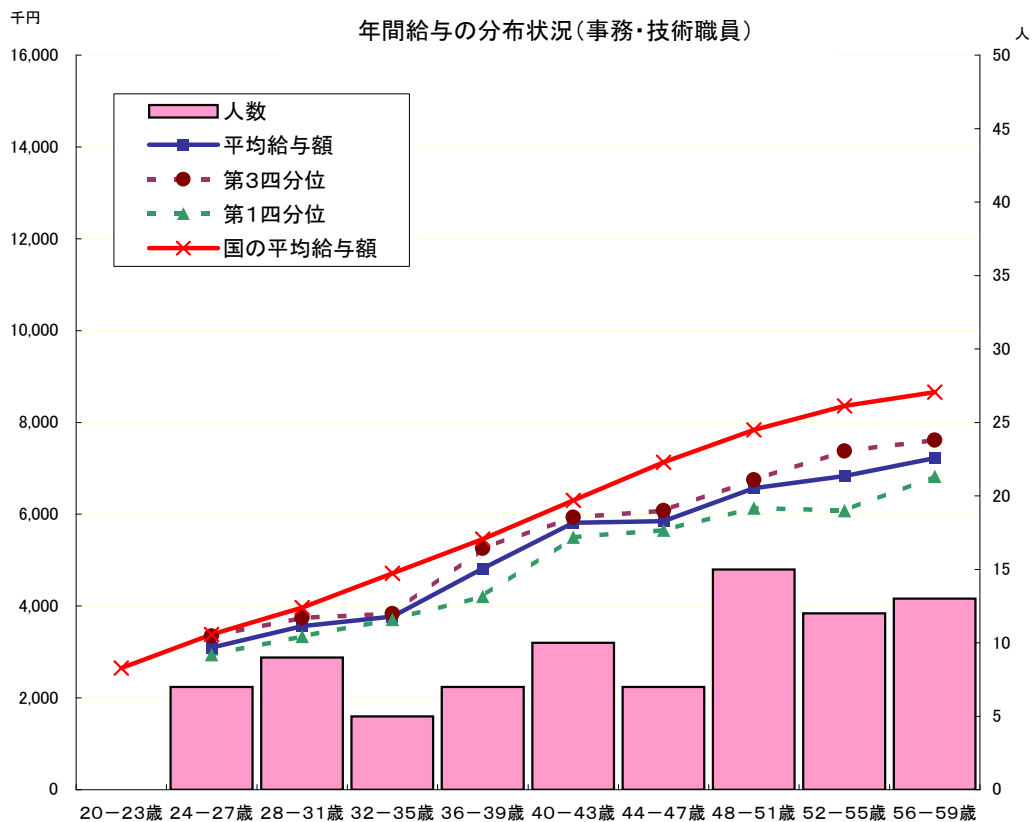
注9:任期付職員の事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。

注10:再任用職員の教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。

注11:非常勤職員の事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

1. 事務・技術職員



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位			
部長	1		-	-		-	-
課長	12	53.1	6,830	7,680	7,567	6,805	7,680
副課長	15	52.2	6,203	6,805	6,573	6,181	6,805
係長	32	47.5	5,499	6,181	5,908	4,982	6,181
主任	8	37.9	3,708	4,982	4,424	3,731	4,982
係員	17	28.0	2,994	3,731	3,393		3,731

注1:「部長」には、部長相当職である「事務統括監」を含む。

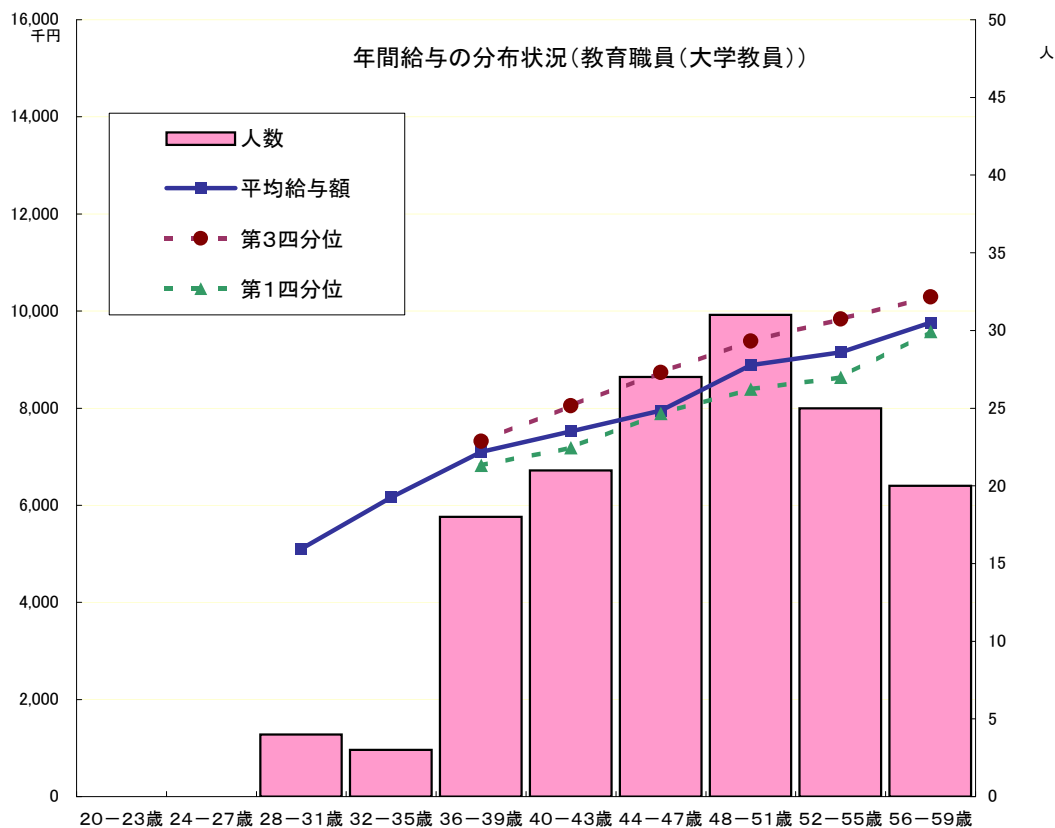
注2:「課長」には、課長相当職である「事務長」及び「室長」を含む。

注3:「副課長」には、副課長相当職である「副事務長」及び「室長」を含む。

注4:「係長」には、係長相当職である「専門職員」を含む。

注5:部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

## 2. 教育職員(大学教員)



注:年齢28～31歳の該当者は4人及び年齢32～35歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
教授	110	55.8	9,222	9,814	10,494	
准教授	65	43.5	7,184	7,638	8,185	
講師	6	43.7	4,847	6,285	7,078	
助手	4	49.5	-	6,444	-	
教務職員	5	46.9	5,236	5,369	5,378	

注:助手の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

1.事務・技術職員

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		係員	主任	係長	副課長	課長	課長	部長
人員(割合)	85人	8人 (9.4%)	13人 (15.3%)	29人 (34.1%)	20人 (23.5%)	10人 (11.8%)	4人 (4.7%)	1人 (1.2%)
年齢(最高～最低)		28歳 ～ 24	33歳 ～ 28	56歳 ～ 36	59歳 ～ 49	58歳 ～ 41	58歳 ～ 50	
所定内給与年額(最高～最低)		2,756千円 ～ 2,213	2,975千円 ～ 2,464	4,687千円 ～ 3,051	5,174千円 ～ 4,236	6,148千円 ～ 4,757	6,670千円 ～ 5,742	
年間給与額(最高～最低)		3,556千円 ～ 2,940	3,903千円 ～ 3,294	6,209千円 ～ 4,055	7,087千円 ～ 5,749	8,042千円 ～ 6,513	8,843千円 ～ 7,616	

注:7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

2.教育職員(大学教員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	准教授	教授
人員(割合)	190人	5人 (2.6%)	4人 (2.1%)	8人 (4.2%)	63人 (33.2%)	110人 (57.9%)
年齢(最高～最低)		54歳 ～ 40	57歳 ～ 41	62歳 ～ 29	62歳 ～ 32	64歳 ～ 40
所定内給与年額(最高～最低)		4,374千円 ～ 3,801	4,990千円 ～ 4,627	5,917千円 ～ 3,537	7,038千円 ～ 4,443	8,664千円 ～ 5,651
年間給与額(最高～最低)		5,901千円 ～ 5,029	6,731千円 ～ 6,156	8,080千円 ～ 4,780	9,627千円 ～ 5,951	11,882千円 ～ 7,521

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

1.事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 68.3	% 66.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.1	% 31.7	% 33.9
	最高～最低	% 41.0～32.8	% 36.4～30.0	% 36.4～32.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 67.1	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.7	% 32.9	% 34.3
	最高～最低	% 41.0～32.7	% 37.5～29.7	% 37.2～31.7

2.教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.3	67.2	65.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.7	32.8	34.8
	最高～最低	48.8～34.1	41.6～30.2	45.3～32.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.9	67.3	65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.1	32.7	34.4
	最高～最低	41.0～33.3	37.5～29.7	37.9～31.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

1. 事務・技術職員

対国家公務員(行政職(一))

85.0
------

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

99.0
------

2. 教育職員(大学教員)

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

97.3
------

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 85.0	
	参 考	地域勘案 90.1
		学歴勘案 85.0
		地域・学歴勘案 90.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 58.3% (国からの財政支出額 3,368,671,000円、支出予算の総額 5,778,986,000円：平成22年度予算)  【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成21年度決算)  【検証結果】 国からの財政支出の割合は、50%以上であるが、対国家公務員との給与水準の比較指標は85.0と下回っており、給与水準は適正であると判断する。	
講ずる措置	社会一般の情勢に適合した適正な給与水準を維持しながらこれまでどおり総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費削減に取り組むこととする。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

93.9
------

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。



### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等 支給総額 (A)	3,197,872	3,257,509	▲ 59,637 (▲1.8)	- ( - )
退職手当支給 額 (B)	381,890	304,225	77,665 (25.5)	- ( - )
非常勤役職員 等給与 (C)	344,233	327,747	16,486 (5.0)	- ( - )
福利厚生費 (D)	415,997	400,030	15,967 (4.0)	- ( - )
最広義人件費 (A+B+C+D)	4,339,992	4,289,511	50,481 (1.2)	- ( - )

注1:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

#### 総人件費について参考となる事項

##### ① 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減要因分析

給与、報酬等支給総額について対前年度比がマイナス1.8%となった要因は、国家公務員給与の改正を考慮して実施した基本給の引下げ、賞与の支給月数の引下げ等が主な要因であると考えられる。

退職手当支給額について対前年度比がプラス25.5%となった要因については、退職者が大幅に増加したことによる。

非常勤役職員等給与について対前年度比がプラス5.0%となった要因については、特任教員等の雇用の増加が主な要因であると考えられる。

福利厚生費について対前年度比がプラス4.0%となった要因については、雇用保険や健康保険等の料率の引き上げが主な要因であると考えられる。

結果として、最広義人件費については、対前年度比プラス1.2%となった。

##### ② 「行革推進法」及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組み状況

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)で示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組みを行うこととされた中期目標に対して、本学では中期計画において平成22年度までに5%以上の人件費削減を図ることとしていた。

人件費削減の取組の進捗状況は下表のとおりである。

#### 【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考ええる。

#### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	3,639,243	3,481,422	3,410,360	3,376,307	3,257,509	3,197,872
人件費削減率 (%)		▲4.3%	▲6.3%	▲7.2%	▲10.5%	▲12.1%
人件費削減率(補正值)(%)		▲4.3%	▲7.0%	▲7.9%	▲8.8%	▲8.9%

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

### IV 法人が必要と認める事項

特になし